

# 令和2年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日(月) 午後1時30分から午後2時25分  
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正			富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

東	高草 富一					
---	-------	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

2	杉山 邦利	3	服部 敏淳
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第 3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、2番 杉山邦利委員、3番 服部敏淳委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局

はい。報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 (議案朗読)

議 長 　　ただ今の報第2号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　　質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま  
す。

次に、報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

事務局 　　はい。報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
(議案朗読)

議 長 　　ただ今の報第3号について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 　　備考欄に記入されている「換地」とはどのように行うのか。

事務局 　　届出地周辺の一団の土地は、民間事業者による土地区画整理事業地であり、将来的には  
住宅地が立ち並ぶエリアになります。

所有している農地を事業者に売却し、区画整理地内で再配置された土地を取得すること  
が換地となります。

議 長 　　ほかに質疑等ありましたらお願いします。

それでは、お諮りします。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま  
す。

次に、議第3号、農地法第3条の許可申請の裁定について 番号1、事務局から議案書  
の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第3号 農地法第3条の許可申請の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 11番 勝又俊博委員から議案について説明をお願い  
します。

地区担当委員 　　申請地は、深良小学校から北に約600mのところに位置しています。  
申請地は農用地区域内にある農地です。面積は7筆合計で4,399㎡です。地目は現況、  
田が5筆、畑が2筆です。

申請地は、平成22年に渡人が相続により取得し、耕作をしてきました。しかし、  
渡人も高齢となり、中心となって耕作管理をしていくことが難しくなったため、息子  
である受人に贈与することにしました。

耕作は、市内の認定農業者である受人が中心となり行います。本人は30年の農業  
経験があり、経験や技術についても問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま  
す。申請地取得後の経営農地は6,383㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は  
自宅から徒歩1分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、  
地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、水稻、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないと思われま  
す。ご審議のほどお願いします。

議 長 　　ただ今の議第3号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは、お諮りします。議第3号番号1について本案を原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
続きまして、議第3号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 ですが、使用貸借によるものだが、事務局から事前に連絡があり、本日午前中に現地を確認したが、田の作付けをすでに行っており、担当委員の勝又実佐男委員より耕作を行っている以上、農業委員会で審議する必要があるのかとご指摘を受けたので、みなさんの意見を伺いたいと考えます。  
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第3号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2  
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、事務局から議案について説明をお願いします。

事務局 申請地は、富岡小学校から東に約150m、及び300mのところに位置しています。  
申請地は農用地区域内にある農地です。面積は御宿707及び708-1の合計で960㎡、御宿158-2が2,490㎡、3筆合計で3,450㎡です。地目は公簿、現況ともに田です。  
申請地は、平成20年に貸人が相続により取得し耕作をしてきました。  
しかし、貸人も高齢となり耕作管理をしていくことが難しくなったことから、平成28年より利用権を設定し賃貸借を行ってきましたが、令和元年に合意解約がなされたことから、今回、新たな借人との間で、使用貸借を設定するものです。  
耕作は、借人が中心となり行います。本人は3年の農業経験がありますが、稲作については、ベテラン農業者の指導、及びJA南駿の研修会等に参加し経験や技術を補うこと、露地野菜については自宅付近畑にて耕作経験を有していることから問題ありません。  
農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請後の経営農地は3,450㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から車で10分程度です。  
また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。  
耕作計画によると、水稻、野菜を作付する予定です。  
周辺農地への悪影響は、特にないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただ今の議第3号番号2についての投影写真ですが、現地調査の時には作付けはされておりました。質疑等がありましたらお願いします。

勝又実佐男委員 すでに作付けがされているため、審議ではなくそれ以前の問題ではないのか？

議長 この案件が転用であったなら違反転用になるが、この会議の前に耕作を始めてしまうのはどうなのかと言う勝又実佐男委員のお気持ちもわからなくはないが、農業振興上のことを考えたときに、この時期に作付けを行ってしまうことは仕方ないと私は思うため、委員の意見を聞きたい。

眞田正昭委員 現地調査は行って、事務局も承知しているのなら、審議はしていない案件になるの

では？

議 長

審議というよりかは、それ以前に、現地調査の時には田植えは行われていなかった。だが、本日の午前中に確認したところ田植えは行われていたため、使用貸借が成立されてしまっているという判断を勝又実佐男委員がした。そのためこの場で議論をする必要はあるのかないのか、農業委員会の会議とは何のためにあるのかという疑問も出てくるのも当然。そのため私は、皆さんがどのような意見を持っているのかを聞くべきだと考えた。この案件が転用だった場合は農業振興にならない。そして、審議する前に作付けを行ってしまったためこの案件を許可しないとした時に、譲渡人の勝又望さんが1年間、次の時まで管理をするのは大変なのでは。受け手がなかなかいないというのも現状である。皆さんの意見を聞きたい。

眞田正昭委員

土地利用が田であるので、この時期に田植えをやってしまったことはしょうがないことではないのか。

飯塚芳正委員

譲渡者は申請をするのが1か月遅かった。1か月前に申請していればよかったということか？

議 長

結果論はそうなる。許可が出るまで待ってもらうべきだった。

飯塚芳正委員

田植えは都合もある。農業のために使っているのなら問題はないのではないのか。

議 長

それも一理ある。だがやはり、委員会の決議前に作付けを行ったことはどうかと考える。委員からの意見を聞き、どのような判断をするのかを決めたい。

服部敏淳委員

飯塚委員のおっしゃったように農業には時期の問題がある。先に田植えを行ってしまったからこの案件は許可をしないとすると、この賃貸借は闇耕作になってしまうので、それもまた問題になってしまう。そのため今回は嚴重注意ということでよいのではないのか。

議 長

ほかに質疑等ありましたらお願いします。

関野孝平委員

売買の場合は3反以上の耕作面積がないと買えないが、賃借の場合はよいのか？

議 長

農家資格があればよい。農家以外が賃借を行う場合は審議が必要になる。そのようなことも吟味しながら判断したい。

議 長

ほかに質疑等ありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第3号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(11名挙手)

議 長

それでは、賛成多数のため決定することに決定します。

勝又俊博委員

服部委員がおっしゃったように、嚴重注意でお願いします。

議 長

わかりました。

続きまして、議第4号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第4号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について  
(議案朗読・投影写真により説明)

続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、裾野消防署の約150メートル南東側に位置します。

申請地の現況は、休耕地となっています。

面積は、1筆で518㎡です。

申請地の北側にある飲食店から、従業員の駐車場として貸してほしいとの話がありました。

申請地は現在休耕地であるため、14台分の駐車場として整備し貸し付ける計画を立て、申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は農地、西側は道路、南側は申請者所有農地、北側は水路に接しています。

場内は碎石敷きとし、雨水は新設する排水桝を経由し、北側水路へと放流します。

申請地の除草対策については、北側の申請人所有の農地の管理と共に申請人が行うため、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第4号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それではお諮りします。議第4号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、茶畑交番の約50m東側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

賃借人は、自宅にて自動車整備工場を営み、茶畑交番北側で新車・中古車販売もやっているが、整備車両及び展示車両の保管場所が手狭となっている。今後、事業規模拡大を計画しており、車両保管場所を探していたところ、車両展示場に近接する農地を所有する賃貸人の土地を賃貸借することについて合意したため、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は

問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される見込みがあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側・南側は河川、北側は道路、西側は宅地に接しており、農地には接していません。

申請地は砕石敷きとし、雨水は場内自然浸透となります。東側・南側の境には新設のコンクリートブロックを施工し、西側は既設コンクリートブロックが施工済のため、雨水による影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第5号番号1について、質疑等がありましたらお願ひします。

（質問、意見等 無し）

議 長 　　過去に車の展示のために土地を転用したが、すぐに撤退してしまったという案件があったが、譲受人はその時の法人とは違う法人か？

事務局 　　過去のその法人とは違う法人です。

議 長 　　それではお諮りします。議第5号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。  
続きまして、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 関野孝平委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、エスポット裾野店の約100m南東側に位置しています。  
現況は畑となっています。  
賃借人は、申請地南側に隣接する東海旅客鉄道株保有送電線鉄塔の改修工事を請負っているが、鉄塔へアクセスする道路が無いため、必要資材の運搬方法について検討していた。  
隣接する農地を使用すれば、仮設モノレールを設置し運搬可能となるため、賃借人に相談したところ、承諾を得られたため一時転用を申請するものです。  
一時転用期間は、許可日から6か月間であり、工事完了後、仮設施設は全て撤去し、農地へ復元するものです。  
申請地の街区は、宅地率が40%以上であり、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要であり、立地基準に問題ないと思います。  
仮設モノレールは、建築物には該当しないため、都市計画法・建築基準法の手続きは不要となります。

また、転用計画が実施される資金力もあり、一時転用面積も適正です。

本件は、6か月間の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準をみたしていると考え

えられます。

西側・東側は賃貸人の農地、南側は山林、北側は道路に接しています。

申請地は、既存農地を使用しますが、必要最低限の農地を使用する計画となっております。周囲には、工事用区画柵を設置し、必要に応じて交通誘導員も配置されます。

申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することも確約されていることから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第5号番号2について 質疑等がありましたらお願ひします。

神戸俊之委員 　　案内図11ページに記載されている外側の太線はネットか柵でしょうか？

事務局 　　太線は転用の範囲を示しており、内側の印が柵となっています。

神戸俊之委員 　　ここの土地は本来ならば民間業者が工事を行うような場所ではなく、住宅地も多くあり、子どもたちが興味を持ちやすい工事になると考える。資材を運ぶモノレールは電気なのか、燃料なのか？電気の場合なら業者が細心の注意を払って工事を行うと考えるが、過去に漏電の事故があり民間の方に被害があったという事例を聞いております。そのため、細心の注意を払って行ってほしい。

事務局 　　モノレールが電気か燃料なのかの確認はまだしておりません。

神戸俊之委員 　　もうすぐ梅雨になるのでより一層、電気の管理をしていただきたいのだが、工事はいつ着工するのか？

事務局 　　許可がされ次第すぐに着工します。

議 長 　　ほかに質疑等ありましたらお願ひします。

それでは、お諮りします。議第5号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　　申請地は、五味八珍裾野店の約100m南側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

受人は、現在賃貸の店舗で理容業を営んでおり、住居は別に賃貸し生活しています。今後の人生設計を考え、新たに土地を取得し理容業の店舗兼住宅を建てることを計画しました。

渡人は、不動産業者を通じ受人の計画を知り、自身が高齢となり体力的にも営農が大変となってきたため、受人に土地を売却することに承諾したため、申請するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。また、申請地は市街化調整区域ではありますが、店舗併用住宅の計画について市まちづくり課との協議の上許可される見込みが立っており、他法との調整が図られていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

この案件は都市計画法上の開発行為に該当するため、農地法5条と開発行為の同時許可となります。

西側は道路、北側は転用計画地、東側・南側は農地に接しています。

東側・南側は、農地との境から約1m手前に新設のブロック積みを施工して、雨水対策を講じます。また、汚水等の排水は、合併浄化槽を経由し、西側道路側溝へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第5号番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　　それではお諮りします。議第5号番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは全会一致で決定することに決定します。  
これをもって令和2年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和2年5月11日 (会議録署名人)

2番署名人

杉山 邦利

3番署名人

服部 敏彦